

## 田原市工事検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第141条、第143条、第144条及び第145条の規定に基づく工事請負契約に係る検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 出来形検査

ア 部分払検査 工事の既済部分に対して請負者から部分払の請求があったときに行う検査をいう。

イ 中止等検査 工事を一時中止し、又は打ち切ったとき行う検査をいう。

ウ 部分使用検査 工事の既済部分に対して部分使用をするときに行う検査をいう。

(2) 部分完了検査 指定部分完了引渡しを受けるときに行う検査をいう。

(3) 完了検査 完了引渡しを受けるときに行う検査をいう。

(4) 手直し検査 修補補正が完了したときに行う検査をいう。

(5) 中間検査 完了後では確認し難い部分があるときに行う検査、債務負担行為又は継続費に係る工事の年度末に行う検査、やむを得ず遅れている工事の検査、低入札価格の工事の途中検査及び施工体制の検査をいう。

(検査の依頼及び時期)

第3条 出来形検査は、請負者から出来形検査申出書（田原市工事施行に関する事務取扱要領（以下「工事施行要領」という。）様式第49号）を受理したとき、遅滞なく行うものとする。ただし、前条第1号ウの場合は、出来形検査申出書は不要とし、該当部分の検査を行うものとする。

2 部分完了検査及び完了検査は、請負者から完了届（工事施行要領様式第41号）を受理した日から14日以内に行わなければならない。

3 手直し検査及び中間検査は、必要な場合において遅滞なく行うものとする。

(検査の基準)

第4条 工事の検査は、愛知県工事標準仕様書、公共建設工事標準仕様書（建築・電気・機械）をはじめ、別表1に定める検査基準に基づき行うものとする。

(検査の準備)

第5条 検査に当たり監督員及び請負者は、次に掲げる準備行為を行うものとする。

(1) 必要に応じて現場における検査範囲等の表示

(2) 別表2に掲げる設計図書、工事記録写真、各種検査結果、工事記録、その他検査に必要な関係書類の整備

(3) 別表3に掲げる検査用具のうち、当該検査に必要と認められる用具の準備

(検査の立会い)

第6条 検査は、監督員及び当該工事の請負者の主任技術者（監理技術者）及び現場代理人の立会いにより行うものとする。

2 検査員は、必要があるときは、前項に定める者に対して、関係書類の提示又は提出及び事実の説明を求めることができる。

(検査の方法)

第7条 工事の検査は、別表に定める検査基準及び契約書、特記仕様書、図面等に基づき、位置、形状、寸法、品質、性能、その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下、水中等外部から確認し難い部分については、監督員から施工状況を聴取するとともに、工事記録、写真等により確認するものとする。

3 検査に当たり確認の必要なときは、工事施工部分のうち必要最小限の破壊、分解、掘削又は試験を行うことができるものとする。

(工事成績評定)

第8条 工事が完了したときは、その成績について田原市工事成績評定実施要領により評定するものとする。

(検査結果の通知)

第9条 検査員は、部分完了検査又は完了検査を行ったときは、検査調書(工事施行要領様式第30号又は様式第43号)(契約金額50万円を超える工事に限る。)に工事成績評定表(契約金額500万円を超える工事に限る。)を添えて、直ちに契約担当者に報告するものとする。

2 契約担当者は、前項の検査調書を受領したときは、検査結果通知書(工事施行要領様式第47号又は様式第47-1号)に工事成績評定表を添えて、遅滞なく請負者に通知しなければならない。

(修補補正の指示)

第10条 検査員は、部分完了検査又は完了検査において、請負者の債務の内容が契約の内容に適合しないと認めるときは、修補補正調書(工事施行要領様式第44号)を作成し、修補補正指示について(伺)(工事施行要領様式第45号)によって決裁を受け、遅滞なく修補補正指示書(工事施行要領様式第45-1号)により、請負者に修補補正の指示をしなければならない。ただし、軽微なものについては、口頭で指示することができる。

(修補補正の確認)

第11条 請負者は、前条の規定による指示を受けた修補補正が完了したときは、遅滞なく修補補正完了届(工事施行要領様式第42号)を契約担当者へ提出しなければならない。

2 検査員は、修補補正完了届の提出があったときは、修補補正の完了を確認するための手直し検査を行わなければならない。ただし、修補補正内容が軽微なときは、工事写真等で検査を行うことができるものとする。

3 前項の「修補補正内容が軽微なとき」とは、修補補正に要する期間が10日以内で、かつ、それに要する費用が10万円未満の場合とする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月25日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。



別表 2

検査書類	① 設計図書（変更を含む。）
	② 実施工程表（変更を含む。）
	③ 施工計画書、承諾図書、施工図（変更を含む。）
	④ 工事打合簿
	⑤ 工事記録
	⑥ 監督記録
	⑦ 支給材関係書類（材料検収調書、原材料受払簿、支給品受領書）
	⑧ 材料検査関係書類（材料試験成績書、地質調査書類等）
	⑨ 工事写真帳
	⑩ 出来形管理図書（出来形管理図表、出来形図面）
	⑪ 品質管理図書（各種試験成績書、測定記録表等）
	⑫ 工事施工体制関係書類（施工プロセスチェック、施工体系図、工事施工体制台帳、工事カルテ「CORINS」）
	⑬ 建設副産物関係（再生資源等報告書「CREDAS」、マネフェスト管理台帳）
	⑭ 関係官庁等提出書類
	⑮ その他必要な書類（指示書、協議書、報告書、確認書等）

別表 3

区 分	用 具	
共通検査用	スチールテープ（50m）	リボンテープ（5m）
	布テープ（樹脂加工50m）	コンベックススチール（2m～5m）
	箱 尺	水 糸
	ポール	ピンポール
	垂 球	勾配定規（スラントルール）
	トランシット	シュミットハンマー
	レベル	検査用ハンマー
	光波測量機	ドライバー
	照明用ライト	鏡（ます、管の検査用）
	カメラ	開栓器（マンホール蓋用）
	電 卓	
その他	つるはし	脚 立
	スコップ	梯 子